

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（青谷かみじち史跡公園関連イベント運営業務プロポーザル審査会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（青谷かみじち史跡公園関連イベント運営業務プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（審議する事項）

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- （1）実施要領、企画提案書作成要領及び評価要領に関すること
- （2）企画提案書の審査及び受託事業者の選定に関すること
- （3）その他、必要と認める事項に関すること

（組織）

第3条 審査会は、5名以内で組織し、委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、任命された日から翌年度の3月31日までとする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 事務局は、青谷かみじち史跡公園に置き、審査会の庶務を行う。

（委員長）

第4条 審査会に委員長を置き、委員の互選により委員長を選出する。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会議を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会は、青谷かみじち史跡公園所長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

（秘密の保持）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、青谷かみじち史跡公園所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年4月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（青谷かみじち史跡公園関連イベント運営業務総合評価競争入札審査会）の委員に任命されている者は、改正後の鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（青谷かみじち史跡公園関連イベント運営業務プロポーザル審査会）の委員に任命されているものとみなす。